

様式第2号 (第8条関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画作成(変更)報告書

2025年 8月 18日

(宛先)
川口市長

報告者 埼玉県川口市八幡木2丁目8番地の18

株式会社小原建興

代表取締役 小原和弘

(電話番号 048-284-2298)

令和7年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画作成(変更)したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段(後段)の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	株式会社 小原建興
事業場の所在地	埼玉県川口市八幡木2丁目8番地の18
計画期間	2025年 4月 1日 ~ 2026年 3月 31日
変更の概要	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類: 建設業 中分類: 職別工事業 D07
② 事業の規模	元請完成工事高 600,261,000/資本金 5000万円
③ 従業員数	10名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設現場(分別)→収集運搬→中間処理→最終処分(再生)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社（社長）→経理部長→施工担当工事課員

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ISOの一環として産業廃棄物の適正管理を行い、排出の抑制についても合わせて行う		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ISOの一環として産業廃棄物の適正管理を行い、排出の抑制についても合わせて行う		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事毎に工事担当者が廃棄物の種類ごとに分別する、及び作業員に指示して分別状況を確認する
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事毎に工事担当者が廃棄物の種類ごとに分別する、及び作業員に指示して分別状況を確認する

別紙 1

【前年度（令和 6 年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	建築混合廃棄物	金属くず
全処理委託料	4.8	776	9	16
再利用業者への処理委託料	4.8	776	9	16
(これまで実施した取り組み)				
ISOの一環として産業廃棄物の適正管理及び排出の抑制に努める				

【目標（令和 7 年度）】

産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	建築混合廃棄物	金属くず
全処理委託料	4	750	9	15
再利用業者への処理委託料	4	750	9	15
(これまで実施した取り組み)				
再生利用業者への処理を委託				
(今後実施する予定の取り組み)				
引き続き再生利用業者への処理を委託				